

日本からチェコに従業員を派遣する企業関係者の方々へ（続報）

「日本からチェコに一時的に派遣される被用者であって、チェコ現地法人との間において雇用契約を締結されている方」（「雇用契約締結一時派遣者」）については、日本において発行されたチェコ社会保険料の免除のための証明書（「適用証明書」）を保有しているにもかかわらず、日・チェコ社会保障協定第7条1に基づくチェコ社会保険料の免除が認められない事例が発生しております。

そのため、当面の対応としまして、雇用契約締結一時派遣者については、日・チェコ協定第10条の例外規定に基づき、チェコ実施機関と個別の協議を行い、その結果、チェコの社会保険料を免除するという例外措置について当局間で合意した場合には、日本年金機構から第10条に基づくチェコの社会保険料免除のための適用証明書を発行する取扱いを行っております。

日本側としては、これら雇用契約締結一時派遣者についても、本来であれば協定第7条1に基づきチェコ社会保険料の支払を免除されるべきと考えており、協定第10条に基づく協議において、雇用契約締結一時派遣者についても、それ以外の派遣者の方と同様にチェコ法令の適用免除が認められるよう鋭意チェコ側と協議を重ねてまいりました。

現時点では、チェコ実施機関の同意を得ることができず、年金制度、健康保険制度、疾病保険制度等に係るチェコ法令の適用免除を受けることができない事案が生じていることから、以下ではこれまでの協議においてチェコ当局から聴取した主な内容と、チェコ当局からチェコ法令の適用免除の同意を得ることができなかった場合のその後の取扱いについてお知らせいたします。

1. チェコ当局から聴取した主な内容

(1) 調査票の送付について

日本年金機構よりチェコ当局へ雇用契約締結一時派遣者に係る協議を申し入れた後、チェコ当局より当該雇用契約締結一時派遣者の就労するチェコ事業所（日系企業のチェコ現地法人）に対し、調査票が送付されてきます。チェコ当局は、当該調査票に記入される内容から、当該雇用契約締結一時派遣者のチェコ法令の適用免除を承認できるか否か判断します。調査票へは詳細に記入いただくこと、また、記入内容に適用証明書交付申請書の申請内容との齟齬のないようにしていただくことにより、チェコ当局が正確に審査することができると思われま

(2) チェコ当局がチェコ法令の適用免除に同意する場合の考え方

チェコ当局としては、雇用契約締結一時派遣者についてチェコ法令の適用を免除することが妥当である特別な理由が調査票の各項目の回答から総合的に読み取れる場合にのみ適用免除に同意するとの見解を示しています。

(3) チェコの社会保険料の徴収（当該保険料に係る延滞金の徴収を含む。）

チェコ当局は、チェコに所在する雇用主と雇用契約を締結してチェコで就労する方は、日・チェコ協定第7条1に該当しないものとし、上述の協定第10条に基づく協議において免除が承認されない限り（免除申請中でありチェコ側から回答されていない方も含む）、チェコ法令の下、チェコ社会保障制度に係る社会保険料を支払う義務があると説明しています。

2. チェコ法令の適用免除についてチェコ実施機関の同意が得られなかった場合の取扱い

(1) 再度の適用証明書交付申請が可能です。

日本の派遣元である事業所を管轄する年金事務所で手続を行ってください。後日、就労先のチェコの事業所に送付されてくる調査票には、入念に雇用契約締結一時派遣者の状況を記入してください。

(2) 継続して日本の厚生年金保険・健康保険の適用を受けることとなります。

日本側としては、本来、雇用契約締結一時派遣者についても、日・チェコ協定第7条1により日本の法令が適用されるべきと考えています。この考え方にに基づき、原則として日本の厚生年金保険・健康保険の適用を継続することとなります。他方、チェコ側は、チェコ側による日・チェコ協定の解釈に基づき、当該一時派遣者に対してチェコ法令を適用する旨主張しており、チェコ法令を引き続き適用することとなります。

※ 日本の法令の適用免除によりチェコ法令のみの適用を希望する場合は、チェコ側とその可否も含め協議する必要があることから、厚生労働省年金局国際年金課（電話03-5253-1111（代表））へ個別にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

本事案の経緯等については、

○ 厚生労働省年金局国際年金課 電話：03-5253-1111（代表）

「2. チェコ当局からチェコ法令の適用免除の同意を得ることができなかった場合のその後の取扱い」（※印部分を除く）については、

○ 日本年金機構本部国際事業グループ 電話：03-5344-1100（代表）